

大規模小売店舗の計画書に対する指導事項等

大規模小売店舗

名 称：（仮称）ジョイフル本田資材館栃木箱森店

所在地：栃木県栃木市箱森町1034番地2外

< 栃木市 >

電話：【商工振興課】0282-21-2371

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
総合政策課 21-2304	・意見等なし	
交通防犯課 21-2154	・意見等なし	
環境課 21-2423	・意見等なし	
福祉総務課 21-2201	・意見なし	
道路河川整備課 21-2401	・意見なし	
道路河川維持課 21-2403	・計画地に隣接する認定外道路及び水路の除草等、地先管理にご協力をお願いします。 ・放流施設等の適正な維持管理をお願いします。	・適宜計画地に隣接する認定外道路及び水路の除草等、地先管理に協力します。 ・放流施設等は適正に維持管理します。
上下水道総務課 25-2104	・上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、井戸水メーターの設置が必要になりますので、事前に上下水道総務課と協議してください。	・上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、事前に上下水道総務課と協議します。
水道建設課 25-2105	・給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水装置工事申請を行ってください。	・給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水装置工事申請を行います。
下水道建設課 25-2111	・下水道へ接続する際には、事前に下水道建設課と協議してください。	・下水道へ接続する際には、事前に下水道建設課と協議します。
都市計画課 21-2431	・本件については、増築の店舗面積が1,000㎡を超えるため、栃木市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の建築にあたることから、事前の協議をお願いいたします。	・床面積1,000㎡以下の増築として協議しております。
警防課 23-0070	・意見なし	
商工振興課 21-2371	・駐車台数について、繁忙期など来客用駐車台数が不足となった場合には、来客用駐車台数の拡大の検討をお願いいたします。	・駐車台数について、繁忙期など来客用駐車台数が不足となった場合には、従業員駐車場を解放するなど状況に応じて対応します。

名 称：（仮称）ジョイフル本田資材館栃木箱森店

所在地：栃木県栃木市箱森町1034番地2外

< 栃木県 >

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
地域振興課 担当：江口 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	・ 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、栃木市都市計画課に確認してください。	栃木市都市計画課に確認いたします。
県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	意見なし。	
環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・ 変更後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）と協議してください。	・ 承知しました。 ・ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに、小山環境管理事務所環境対策課と協議の上、形質変更届出をいたします。

上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623-2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、栃木市担当課と協議してください。	栃木市担当課と協議します。
都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595	<景観づくり担当> ・栃木市景観計画に定める行為の届出の要否について、栃木市都市計画課と協議して下さい。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づき許可申請について、栃木市都市計画課と協議してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431) <計画担当> ・当該地は「栃木環状線沿道サービス特別用途地区」の内容に即して立地することが必要になります。詳細については、栃木市都市計画課と協議してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431) ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、栃木市都市計画課と協議してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431) ・当該地は都市計画道路3・4・1号栃木藤岡線が都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について栃木市都市計画課と協議してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、栃木市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください	<景観づくり担当> ・8月21日に協議済みです。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づき許可申請について、栃木市都市計画課と協議します。 <計画担当> ・栃木市都市計画課と協議済みです。 ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には該当する場合には栃木市都市計画課と協議します。 ・都市計画法第53条に基づく建築の許可について、今後栃木市都市計画課と協議します。 ・当該店舗の駐車場は料金の徴収が無いため届出は行いませんが、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合するよう栃木市都市計画課に確認しています。 ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を

	い。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431) <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の要否について、栃木市都市計画課と協議してください。 (協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2444) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801)	講じるよう努めます。 <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の要否について、栃木市都市計画課と今後協議します。 <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議します。
都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623-2464 FAX:028-623-2477	意見なし	
建築指導課 担当：高山 TEL:028-623-2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市都市建設部建築指導課（TEL：0282-21-2441）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	・建築基準法 令和7年10月下旬、栃木市建築指導課に申請予定です。 ・建設リサイクル法 令和7年11月上旬、栃木市建築指導課に予定申請予定です。 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 令和7年10月下旬、栃木市建築指導課に予定です。 ・バリアフリー法 令和7年10月下旬、栃木市建築指導課に予定です。 ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 令和7年10月下旬、栃木市建築指導課に予定です。
警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年8月26日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	

経営支援課 担当：佐山 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	駐車台数について、オープン期、繁忙期等で来客用駐車台数が不足した場合、来客用駐車台数の変更は、来客用駐車場として解放する等対応いたします。
---	--